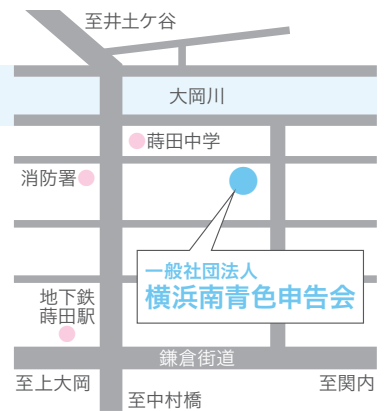




## 第26回 通常総会のお知らせ

- 日程：5月26日(金)
- 開会：16時
- 会場：ブリーズベイホテル リゾート&スパ  
(横浜市中区花咲町1-22-2)

総会は、代議員総会となっております。正会員の方は、総会に出席し意見を述べることができます。議決権は代議員となりますのでご了承ください。

## ●会館休館のお知らせ●

5月26日(金)は、第26回通常総会開催のため、休館させていただきます。皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

## ●会費の口座振替のお知らせ●

5月18日(休)は、会費の口座振替日です。前日までに預金口座へのご入金をお願いいたします。

年払い(5月期) 19,200円  
半年払い 9,600円

## 5 6 月の予定

- |          |                                 |                        |
|----------|---------------------------------|------------------------|
| 5月18日(休) | 三役会<br>理事会                      | (青申会 13時)<br>(青申会 14時) |
| 5月26日(金) | 通常総会<br>(ブリーズベイホテル リゾート&スパ 16時) |                        |
| 6月22日(休) | 三役会<br>理事会                      | (青申会 13時)<br>(青申会 14時) |

## 支部等行事予定表

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 5月     |                         |
| 8日(月)  | 港南支部 定時総会 (青申会 16時)     |
| 9日(火)  | 大岡支部 定時総会 (青申会 16時30分)  |
| 10日(水) | 寿支部 定時総会 (青申会 16時)      |
| 11日(木) | 金沢支部 定時総会 (龍華寺 16時)     |
| 12日(金) | 磯子支部 定時総会(杉田劇場会議室 16時)  |
| 6月     |                         |
| 23日(金) | 金沢支部 定例役員会 (洲崎町内会館 18時) |
| 27日(火) | 大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)    |

遊ぶ! 癒される! 泊まる!

施設をお得に利用できる  
**優待割引券**  
配布中

ホームページ・facebookでは期間限定等のお得な情報を発信しています!

あおいろ優待サービス 検索

<https://www.facebook.com/aoiro.kanagawaken.service/>



## 令和4年分決算個別指導会を開催しました

令和5年1月23日から3月15日までの期間、東京地方税理士会横浜南支部のご協力をいただき、決算個別指導会を横浜南青色申告会館で開催し、多くの会員の皆様にご利用いただきました。利用された会員の皆様、お疲れさまでした。

## 利用状況(1月23日～3月15日)

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 来所者数                  | 延べ 2,284名 |
| マイナンバーカードによるe-Tax利用者数 | 1,239名    |

決算個別指導会をご利用の皆様へ  
(1月～3月に当会にご来所された方は、必ずご一読ください。)

令和5年10月に施行される消費税込インボイス制度への対応のため、今後、1月から3月は記帳(入力)確認、記帳(入力)方法の指導はできませんので、記帳(入力)方法でご不明な点がある方は9月までに、記帳(入力)確認を受けたい方は10月～11月までに、必ずご来所をお願いいたします。

会計ソフト? ○○

記帳?

65万円控除?

横浜南青色申告会にご相談ください。

新規入会者の方も必見! 記帳などのご相談はお早めに!! 予約不要

横浜南青色申告会事務局では、日々、記帳などのご相談を承っております。ご不明な点は早目に解消を!

受付時間：午前9時から11時 午後1時から3時30分 (土日祝日を除く)

※混雑した場合途中で受付を締切ることがございますので、時間に余裕をもってお越しください。

## 横浜南青色申告会 指導会年間スケジュール

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月  | <b>記帳指導期間</b><br>≪記帳方法、会計ソフトの入力方法・入力内容の確認などの指導を行う期間です。≫<br>以下に該当する方は必ず9月末までにご相談にお越しください。 <ul style="list-style-type: none"><li>○新規入会者の方</li><li>○今年から会計ソフトを使う方</li><li>○記帳方法が分からない方</li><li>○会計ソフトを利用して入力した内容の確認をご希望の方</li><li>○複式簿記で記帳されていて試算表が合っていない月がある方</li><li>○今年10万円以上の車・パソコン・備品など減価償却資産を購入された方(減価償却の計算をこの期間に済ませてください)</li><li>○賃貸物件を購入又は建替えや大規模な修繕をされた方(減価償却の計算をこの期間に済ませてください)</li><li>○本年分が消費税課税事業者の方</li><li>○インボイスの申請をされた方</li><li>○その他お分かりにならない事がある方</li></ul> ※会計ソフトの入力指導はブルーリターンAのみとなります。他社のソフトはプリントアウトしてご相談ください。 |
| 5月  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 6月  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7月  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 8月  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 9月  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10月 | <b>記帳内容確認期間(決算準備指導会)</b><br>≪記帳確認や入力確認を行い決算に向けて指導をする期間です。≫<br>11月末まで開催。お早めにご相談にお越しください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 11月 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 12月 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1月  | <b>決算指導期間</b><br>≪決算の仕方等を指導する期間です。≫<br>記帳でお分かりにならない事を聞いて頂く期間ではありません。記帳などでお分かりにならないことがある方は、9月末までの記帳指導期間内に必ずご相談にお越しください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2月  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3月  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

専従者・従業員がいる方は、源泉税個別指導会(6月～7月10日)、年末調整指導会(12月～1月20日)にお越しください。

青色だよりは、当会ホームページ(<http://yoko373aoiro.or.jp>)でもご覧いただけます。

横浜南青色申告会

検索



## 予定納税の納付をお忘れなく

### ① 予定納税の概要

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

### ② 予定納税基準額の計算方法

予定納税基準額（特別農業所得者以外）は、次の(1)又は(2)のようになります。

(1) 次のいずれにも該当する人は、その人の前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。

イ 前年分の所得金額のうちに、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除きます。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下「除外所得の金額」といいます。）がないこと。

ロ 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていないこと。

ハ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていないこと。

(2) 上記(1)に該当しない人は、前年分の課税総所得金額及び分離課税の上

場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額（除外所得の金額がある場合には、除外所得の金額がなかったものとみなして計算した金額とします。また、災害減免法の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算した金額とします。）から源泉徴収税額（除外所得の金額に係るものを除きます。）を控除して計算した金額及び当該金額の復興特別所得税額の合計額が予定納税基準額となります。

左記(1)又は(2)の予定納税基準額が15万円以上になる人は、予定納税が必要になります。予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

### ③ 予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。（特別農業所得者以外）

### ④ 予定納税の減額申請

その年の6月30日の現況で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月18日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。詳しくは、青色申告会事務局（713-3111）までお問合せください。

## ！ 確定申告を間違えたとき ！

法定申告期限後に計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

### ① 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

更正の請求という手続ができる場合があります。この手続は、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等（繰越損失の金額が増える場合を含む。）と認めた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付または繰越損失の金額を増加することになります。よって、所得金額の増減や所得控除の追加があっても、最終的な税額または繰越損失の金額に異動がない場合は、更正の請求はできません。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

### ② 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、修正申告により誤った内容を訂正します。

修正申告をする場合には、次の点に注意してください。

### イ 誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告してください。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかります。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。

(注) 1 税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。（ただし、平成29年1月1日以後に法定申告期が到来するもの（平成28年分以後）については、調査の事前通知の後にした場合は、50万円までは5%、50万円を超える部分は10%の割合を乗じた金額の過少申告加算税がかかります。）

(注) 2 確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。

ロ 新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。

ハ この場合、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

## 横浜南青色申告会の主な活動内容

当会では会員の皆様へ、次のような活動を行っています。

### □ 記帳指導

＊各種記帳方法に対応した記帳指導を年間を通じて行っています。記帳の事でお分かりにならないことがある方は、お気軽に当会事務局にご来所ください。  
＊OCR（光学式文字読取装置）を利用した記帳支援サービスを行っています。専用の伝票に日常取引を記入し、OCRを利用すると複式簿記の帳簿等を作成することができます。

### □ 源泉指導

＊源泉所得税の納付等の指導、年末調整指導を行っています。

### □ 決算指導

＊毎年2月1日から3月15日の間、当会館にて決算個別指導会を開催しています。開催期間中、OCRによる青色申告会指導システムと会計ソフト「ブルーリターンA」を利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）のサポートもさせていただきます。

### □ 研修会・説明会

＊毎年4月、青色学校（複式簿記講座）を開校しています。その他税制改正説明会等各種説明会・研修会を随時開催しています。

### □ 労働保険

＊従業員の労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続き、建設業の一人親方労災の加入手続きを行っています。従業員を1人でも雇っていると、労働保険への加入義務があります。加入手続きについては当会事務局にお問い合わせください。

### □ 無料個別相談

#### 無料税務相談

＊税理士による予約制の無料税務相談を行っています。日時等詳しいことは当紙4面お知らせコーナーをご覧ください。

#### 無料法律相談

＊弁護士による予約制の無料法律相談を行っています。相談ご希望の方は、当紙4面お知らせコーナーをご覧ください。

### □ 金融斡旋

＊日本政策金融公庫など、低利で有利な小規模企業向けの制度融資の斡旋をしています。  
＊その他、無担保、無保証の融資の制度内容や手続きの仕方などを紹介しています。

### □ 会員福祉

＊小規模企業共済など、事業主や従業員のための国の退職金制度を取扱っています。小規模企業共済の納付掛金は全額、所得控除に該当しますので所得税と住民税の節税に繋がります。加入手続きにつきましては、当会事務局にお問い合わせください。  
＊毎年秋に生活習慣病予防健診を実施しています。低廉な価格で健康診断を受けることができます。  
＊個人で加入するより割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。

### □ 親睦・レクリエーション

＊日帰り旅行や各種レクリエーション、女性部の研修会等を実施しています。

### □ 税制改正運動

＊青色申告会は個人事業者の立場で税制改正要望運動を展開しています。

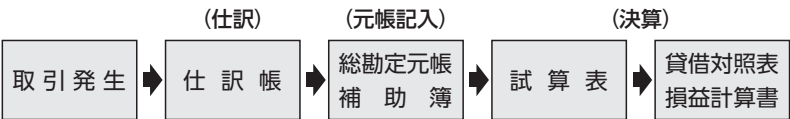
## 青色申告に必要なこと

青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

◇ 記帳  
青色申告の方は、原則として、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易簿記で記帳してもよいことになっています。

### 1 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）による記帳

記帳の流れについては、次のとおりです。



#### ① 仕 訳 帳

仕訳帳は、すべての取引の勘定科目を決めるとともに、借方及び貸方に仕訳するための帳簿であり、取引の発生順に取引年月日、内容、勘定科目及び金額を記載します。

#### ② 総勘定元帳

総勘定元帳は、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理及び計算する帳簿であり、勘定科目ごとに取引の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載します。

### 2 簡易帳簿による記帳

帳簿の種類は、行う業務の内容により異なりますが、標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

### ①現金出納帳 ②売掛帳 ③買掛帳 ④経費帳 ⑤固定資産台帳

ただし、上記5つの簡易帳簿だけでは、最高55万円の青色申告特別控除の適用は受けられません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は受けられます）。正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳し、その帳簿に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付した場合は、55万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

なお、55万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて e-Tax による申告又は電子帳簿保存を行うと、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※青色申告者以外（白色申告の方）でも、記帳・帳簿等の保存義務があります。

◇ 帳簿書類の保存 青色申告の方の帳簿書類の保存期間は以下のとおりです。

| 保 存 が 必 要 な も の |                                      |                                                | 保 存 期 間                       |
|-----------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------|
| 帳 簿             | 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳、仕訳帳、総勘定元帳など |                                                | 7 年                           |
| 書 類             | 決算関係書類                               | 損益計算書、貸借対照表、棚卸表など                              | 7 年                           |
|                 | 現金預金取引等関係書類                          | 領収証、小切手控、預金通帳、借用証など                            | 7 年<br>(前々年分所得が300万円以下の方は、5年) |
|                 | その他の書類                               | 取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など） | 5 年                           |

※ 保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）となります。

## 市税の納期限・納付方法について

### ① 個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納期限

| 納付月     | 税目                   | 納期限       |
|---------|----------------------|-----------|
| 令和5年 4月 | 固定資産税・都市計画税（第1期分）    | 5月1日（月）   |
| 5月      | 軽自動車税（種別割）           | 5月31日（水）  |
| 6月      | 個人市民税・県民税（普通徴収 第1期分） | 6月30日（金）  |
| 7月      | 固定資産税・都市計画税（第2期分）    | 7月31日（月）  |
| 8月      | 個人市民税・県民税（普通徴収 第2期分） | 8月31日（木）  |
| 10月     | 個人市民税・県民税（普通徴収 第3期分） | 10月31日（火） |
| 12月     | 固定資産税・都市計画税（第3期分）    | 1月4日（木）   |
| 令和6年 1月 | 個人市民税・県民税（普通徴収 第4期分） | 1月31日（水）  |
| 2月      | 固定資産税・都市計画税（第4期分）    | 2月29日（木）  |

個人市民税・県民税の特別徴収分は、前月徴収分を、毎月10日（10日が土曜、日曜又は祝日にあたる場合は、日曜又は祝日の翌日）までに納入してください。  
また、法人市民税については、事業年度終了後2か月以内に申告のうえ、その税額を納付していただきます。

### ② インターネット等を利用した市税の納付方法

#### ▶ 地方税共通納税システム

eLTAXを使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。

対象税目  
●法人市民税 ●事業所税  
●個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）  
●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）  
●固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）

ご利用方法等の詳細は  
eLTAXウェブページをご覧ください

エルタックス

検索



#### ▶ その他の納付方法

スマホ決済 クレジット納付※1 ペイジー納付 口座振替

※1 税額に応じてシステム利用料がかかります。

対象税目  
●個人市民税・県民税（普通徴収分）  
●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）  
●固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）※2  
※2 軽自動車税（種別割）は口座振替の対象外です。

最新の情報・納付方法の詳細は  
横浜市ウェブページをご覧ください

横浜市税 納付方法

検索



## 特集

## 消費税 インボイス制度⑧

### 売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）

#### POINT

#### 交付した適格請求書の写し等の保存

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
  - 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
  - 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
  - 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※ 適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

詳しくは…

電磁的記録の保存については、  
「インボイス Q&A」  
（国税庁ホームページ）をご覧ください。

#### 交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

#### 【例：委託販売】

受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。



※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

詳しくは…  
具体的な対応方法等については、  
「インボイス Q&A」  
（国税庁ホームページ）をご覧ください。

【参考】売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

#### 交付義務の免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）



特集インボイス制度



国税庁動画チャンネル  
【消費税インボイス塾】

次号へつづく

### 買手の留意点（仕入税額控除の要件）

#### 仕入税額控除の要件

一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。  
● 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

● ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

|      | ～令和5年9月<br>【区分記載請求書等保存方式】 | 令和5年10月～<br>【適格請求書等保存方式】<br>（インボイス制度） |
|------|---------------------------|---------------------------------------|
| 帳簿   | 一定の事項が記載された帳簿の保存          | 区分記載請求書等保存方式と同様                       |
| 請求書等 | 区分記載請求書等の保存               | 適格請求書（インボイス）等の保存                      |

ここが  
変わります！

## お知らせコーナー

## 納期のお知らせ

- ◎ 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 納期限 5月 1 日  
◎ 自動車税の納付 納期限 5月31日  
◎ 軽自動車税の納付 納期限 5月31日  
◎ 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付 納期限 5月31日

## 無料税務相談（予約制）

- 【日 程】 5月10日(水) 6月12日(月)  
【担 当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士  
【場 所】 横浜南青色申告会館  
【時 間】 午後1時より午後4時まで  
【相談時間】 概ね 30 分程度  
【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713-3111）へ  
お電話にてお申込みください。

## 無料法律相談（予約制）

- 【担 当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士  
【場 所】 沢藤総合法律事務所  
【相談時間】 概ね 30 分程度  
【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713-3111）へ  
お電話にてお申込みください。

歓迎 新入会員 令和5年  
1・2・3月度

【港南】 福本 勝志 カラオケスナックゆかり  
スナック（事）港南区（敬称略）

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ  
掲載させていただいております。

## ● 住所変更手続き等のお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、  
青色申告会事務局（713-3111）へご連絡の上、  
手続きをお願いします。手続きをしていただかない  
と、住所変更等を行うことができません。退会さ  
れる場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会  
事務局へご提出ください。

謹  
ん  
で  
お  
悔  
や  
み  
申  
上  
げ  
ま  
す。

◆ 瀬尾 千代子 様  
◆ 籠橋 百合子 様  
◆ 金沢 支部 様  
◆ 中山 敏子 様  
◆ 磯子 支部 様  
◆ 柚木 榮子 様  
◆ 港南 支部 様  
◆ 村田 アキ子 様  
◆ 神田 光子 様  
◆ 寿支部 様

【本人死亡】

共済事業報告

クリーニングの  
**ANDO**  
**20%OFF大セール!**  
**4/29(土)～5/7(日)**  
Yシャツ・特殊品は除きます  
【駐車場有】  
井土ヶ谷上町 21-36 (南郵便局前)  
**☎731-0128** (水曜日定休)  
※京洗・毛皮・布団・洋服のお直し  
お気軽にどうぞ!!

## 税務署からのお知らせ

個人免税事業者向け  
インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

- 1 説明会の主な内容・・・個人免税事業者の方を対象とするインボイス制度の基本的な仕組み  
2 説明会の日程

| 講 師               | 日 時                                                 | 開 催 場 所                                                   | 定 員 | 連 絡 先                                                                                                                  |
|-------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横浜南<br>税務署<br>職 員 | 令和5年<br>5月22日(月)<br><br>15 時 30 分<br>～<br>16 時 30 分 | (一社) 横浜南青色申告会<br>3階会議室<br>横浜市南区宿町2-44-6<br>☎ 045-713-3111 | 15名 | お電話で青色申告会に申込みください。<br><br>(一社) 横浜南青色申告会<br>☎ 045-713-3111<br>〔横浜南税務署 個人課税第1部門〕<br>☎ 045-789-3731 (代表)<br>(内線 213 指導担当) |

## 3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。  
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



税 横浜南税務署

当会来所時に  
会員カードのご提示を  
お願いします。

当会来所時、受付に右図の  
会員カードのご提示をお願い  
いたします。お持ちでない  
場合は、来所時、事務局職  
員にお申し出ください。よろ  
しくお願いいたします。

|                                                 |                   |                            |
|-------------------------------------------------|-------------------|----------------------------|
| 会員カード                                           | 所属支部              | 寿・大岡・港南・磯子・<br>金沢・磯子・事務局・港 |
| 会員名                                             |                   |                            |
| 会員番号                                            |                   |                            |
| 利用区分                                            | BRA・OCR・書面・その他（ ） |                            |
| 一般社団法人 横浜南青色申告会                                 |                   |                            |
| 住 所 〒232-0017 横浜市南区宿町2-44-6<br>電 話 045-713-3111 |                   |                            |

## Panasonic Homes

不動産のお困り事、解決しませんか？  
**無 料 ・ 完 全 予 約 制**  
**個 別 相 談 会**

開催日 5月 2日(火) 5月25日(木)  
6月20日(火) 7月11日(火)  
8月17日(木) 9月21日(木)

時 間 14時 ～ 15時  
15時 ～ 16時 (各1時間)

場 所 (一社) 横浜南青色申告会

予約方法 事務局に電話(045-713-3111)もしくは **WEB予約(弊社HP)**にて

新 建 替 え

リ フ ォ ム 修 繕

不 動 産 管 理 売 却

ご好評につき、今年も開催！  
パナソニック ホームズグループによる個別相談会ご案内です。  
ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事に、  
プロのスタッフが、豊富な知識でお答えします。

お得に解決！この機会に是非、相談会で**ご相談**を！

県内初！Panasonic Homes施工  
鶴見青色申告会館 が完成！

祝 会館竣工記念  
特別キャンペーン開催中!!

実施期間 2023年1月～5月31日まで!



QR  
コード



60  
ANNIVERSARY  
感謝と挑戦  
おかげさまで、創業60周年。

パナソニックホームズ株式会社 神奈川支社 横浜第一営業所  
横浜市西区西平沼町6-1 TVKハウジングプラザ横浜内(No.29) ☎ 0120-8746-85